

保護者各位

あま市学校教育課
(学校給食センター)

学校給食の欠食の取扱いについて（お知らせ）

陽春の候、皆様におかれましては益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、病気、けが、転出などの理由による欠席に伴い、長期間にわたり連続して給食を欠食する（食べない）場合、保護者からの申し出により、給食を停止することができ、給食費を減額することができます。

本市における学校給食の欠食の取扱いにつきましては、下記のとおりとなりますので、ご了承くださいますよう、お願い申し上げます。

記

1 長期欠食に該当する要件

病気、けが、転出などの理由で、連続5日（土日、祝日を除く）以上欠食となる場合は該当します。

※1日だけの欠食、連続しない飛び石の欠食、連続する4日以内の欠食につきましては、長期欠食に該当しません。

※食物アレルギー等の理由により欠食を希望される場合は、別途申請が必要となりますので、在籍校にご相談ください。

2 長期欠食する場合（連絡先と期限）

- ・連絡先：在籍校
- ・連絡期限：欠食を希望する日の3営業日前の午後4時まで
- ・停止可能日：在籍校から給食センターが連絡を受けた日の3日後

<例>

連絡日	【1日後～2日後】				【3日後】 停止可能日
月曜日（午後4時まで）	火		水		木曜日から
火曜日（午後4時まで）	水		木		金曜日から
水曜日（午後4時まで）	木	金	土	日	翌週月曜日から
木曜日（午後4時まで）	金	土	日	月	翌週火曜日から
金曜日（午後4時まで）	土	日	月	火	翌週水曜日から

※祝日をはさむ場合は、変更が1日遅れますのでご注意ください。

3 長期欠食から給食を再開する場合（連絡先と期限）

- ・連絡先：在籍校
- ・連絡期限：再開を希望する日の3営業日前の午後4時まで
- ・再開日：在籍校から給食センターが連絡を受けた日の3日後
※停止の場合と同様、土日、祝日ははさむ場合はご注意ください。

4 長期欠食した場合の給食費

長期欠食扱いとなった給食分については、毎月、給食費を精算します。

5 その他

◎インフルエンザ等の出席停止の期間

インフルエンザなど、学校保健安全法施行規則で定められた出席停止に該当する場合においても、「2」の取扱いと同様、在籍校から学校給食センターが連絡を受けた日の3日後から欠食扱いとします。

但し、出席停止期間が延長する場合、期間中に1日でも欠食しているときは、当日連絡でも欠食の延長を受付けます。

＜例＞ インフルエンザによる出席停止（5日間）の欠食および延長の可否

	金曜日	土曜日	日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日
	発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	出席停止延長
	出席停止期間						
ケース1	連絡	—	—	1日後	2日後	3日後 欠食アリ	欠食延長可能
ケース2		—	—	連絡	1日後	2日後 欠食ナシ	欠食延長不可

◎台風等による献立の実施日調整について

台風等により学校給食を中止した日の献立につきましては、原則翌日に実施し、以後1日ずつ献立を先送りし、金曜日の献立を中止いたします。
（金曜日が中止の場合は、献立の移動はしない）。

＜例＞ 台風により月曜日の給食が中止となった場合

月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
中止	月曜日の献立を実施	火曜日の献立を実施	水曜日の献立を実施	木曜日の献立を実施

※食材等の都合により上記以外の取扱いをする場合は、文書で通知させていただきます。

【問合せ先：あま市学校教育課（学校給食センター） ☎052-441-7666】